

住宅が一部損壊と判定された方へ

罹災証明書により一部損壊と判定された住宅を修繕する場合、災害救助法の応急修理や住宅修繕緊急支援事業の支援を受けることができます。

支援額 最大 50 万円

損害割合

大

損害割合

小

A. 応急修理(災害救助法)

○対象工事

日常生活に最低限必要な部分の工事

例)被災した住宅の屋根や外壁等

○支援額

工事費が150万円以下の場合、最大30万円

工事費が150万円を超える場合、

超えた額の20%(最大20万円)を上乗せ

例)工事費が200万円の場合

$30万円 + (200 - 150) \times 20\% = 40万円$

B. 住宅修繕緊急支援事業

○対象工事 ※工事費20万円以上

日常生活に最低限必要な部分の工事

例)被災した住宅の屋根や外壁等

○支援額

工事費の20%(最大50万円)

例)工事費が200万円の場合

$200万円 \times 20\% = 40万円$

～ 手続きの流れ～

①申請

次の書類を提出してください。

- (1) 申込書 (2) 被害のわかる写真 (3) 罹災証明書
(4) 資力に係る申出書

※自らの資力では修理することが困難である理由を申し出る書類です。

②対象制度

「A. 応急修理(災害救助法)」又は「B. 住宅修繕緊急支援事業」のいずれの制度が対象となるかは、受付窓口にてご相談ください。

③見積書提出

修理業者に次の書類を作成してもらい、提出してください。

- (1) 見積書 ※指定様式

(2) 耐震性等の向上に資する補修確認書 (B. 住宅修繕緊急支援事業のみ)

④工事契約

修理業者と契約し、工事に着手してください。

※応急修理の場合は、自己負担分のみの契約となります。

●問合せ先 鋸南町役場建設水道課建設環境室

※制度の内容・手続き、修理業者などの相談は随時受け付けています。